

R. V. ヴァイツゼッカー：
「自由主義的な」民主主義の問題性 (1)
——危機の政党国家 (1992年)——

山 本 務

は じ め に

現代の広義の政治哲学には、諸価値に対して「中性的な」近代国家においても放棄されるべきではない倫理的に統合する機能を果たす諸確信に関して、所謂「リベラルな者たち」と「コミュニタリスト」¹⁾との間に、執拗な論争が展開されてきた。敢えてこれを定式化すると、「リベラル」派の見解では、現代社会とは、唯一、道義的に中性的な、国家によって設定される法的強制と市民の個人的な利益考量によってのみ、保持されるものであり、価値は、私的な利益追求の過程を市民化するためにのみ、要求されるに過ぎない。これに対して、「コミュニタリスト」の見解では、現代法治国家は、紛争解決に当たり、固有の制度的法的機構にのみ信頼を置くのではなく、市民を形式的な手続きの正当性へと物質的にも義務づけるために、前政治的な「連帯性」を持つ「共同社会的な」諸価値の方向付けに照らして根本を維持することへと指示されているのである²⁾。

ヴァイツゼッカーもまた、この両面を視野に入れて自らの政治活動の基本的視座を形成してきたと、考えられる。1982年、「世界観や信仰の問題は、政治の権限に属することはありません」³⁾と述べながらも、「しかし他方では、民主

山 本

主義は政治に対して責任ある指導課題を指示しております。この意味での民主主義」は、公共の精神、公共の福祉、市民精神に基づく「相共に生きることの深く社会倫理的に基礎付けられた形態であります。自分自身の政治の価値基盤が認識できるものであるようにすること、並びに、公共の精神の社会倫理的な基盤を遵守するように要求することを政治的指導層が禁欲するならば、それは、早晚、自由主義的な民主主義全体に崩壊をもたらすものであります」と警告する。全体として、この演説³⁾は、「政党は国家を餌食としている」から始まり、「政党の威信失墜」「未来に負担をかける権力闘争」「未来を犠牲にする現在」「世代間抗争」「敵対して生きるのではなく、相共に生きることを学ぶ」「権力と精神の距離」「民主主義は指導を必要とする」の8個の視点が体系的に組み合わされ、立体化された論述であった。

そして十余年後、1982年の時点でのこの演説内容の骨格が、その後の政治家としての実践を介して、1992年、全面的に展開されてゆく⁴⁾。凝縮された定式、「民主主義に不可避の政党の権力闘争は、現在を樂にするために、未来を犠牲にして生きようとする不斷の試みであります」⁵⁾(91年12月、デュッセルドルフ)の敷衍展開もある。自由主義的な民主主義の反問であり、冷戦構造の終焉後、「西側」は「リベラルな民主主義の活力如何」⁶⁾を問うことが最優先課題であると判断を下されて、遂行される。そしてこの問題は、先に一言したように、現代民主主義の根幹に触れるものであるだけに、その「反響」⁷⁾は反論をも含み、私が現在フォローするだけでもじつに数十名の論者が加わった論争を惹起するに及んでいる。この問題提起と応答を確定し、諸論点を析出するに先立ち、先ず、ヴァイツゼッカーの「インタービュ形式」をとった主要テクスト⁸⁾を以下に邦訳しておきたい。

注

- 1) 日本でも『ヘーゲルと近代社会』の邦訳（渡辺義雄訳、1981年）で知られるチャーチルズ・ティラーもその一人である。
- 2) ハーバーマス、J. の「Grundfragen: Zum Begriff deliberativer Politik」(93年3月9日、法政大学での講演) もこの対立を手掛かりにして彼自身の構想する第

R. v. ヴァイツゼッカー：自由主義的な民主主義の問題性（1）

三の民主主義モデルの提示を図った。

- 3) R. v. W.: 「政党民主主義は生き残れるか？」（『今後のドイツ史，Die deutsche Geschichte geht weiter』83年刊所収，S. 154-S. 179 また，同演説は，『啓蒙された共和国，Die aufgeklärte Republik』（テオドール・ホイス財団の委託による刊行，89年）にも抜粋掲載。「政党一国家内の権力？」S. 51-S. 76 また，「基本法発効40周年記念演説」も，その「第8章」で「危険なのは，政党が票を得ようと余りにも多大の願望を同時に実現しようとしてあります。政党が問題の解決よりも競争相手に対する論争を優先させるならば，政党が時代の問題を権力闘争の道具へと価値低下させるならば，勿論，そのときには，政党の信頼性は傷つきます。しかも，このことはただに政党ばかりではなく私たちすべてをも傷つけます。それというのも，政党にとって代わるもののは存在していないからであります」と主題化。「官報 Nr. 51/S. 445 Bonn, den 25. Mai 1989」，後に R. v. W.: 『ドイツからヨーロッパへ』（1991, Berlin）S. 131-S. 150 に所収。
- 4) Richard von Weizsäcker im Gespräch mit Gunter Hofmann und Werner A. Perger, Eichborn, 1992
- 5) 拙訳「『二つの戦後』と過去の克服」（『世界』1992年6月号）また，この独文教科書である同標題本（朝日出版社刊）の p. 40 をも参照。
- 6) 4) と同じ，S. 83
- 7) Hofmann, G. u. Perger A. (Hrsg.): Die Kontroverse. Weizsäckers Parteienkritik in der Diskussion, Frankfurt, 1992, 249 Seiten. また更に一書として，Hans Wallon (Hrsg.): Richard von Weizsäcker in der Diskussion. Die verdrossene Gesellschaft., Düsseldorf 1993, 288 Seiten
- 8) 『ツァイト』紙の92年6月19日号の抜粋を参考にして，上記4) の S. 137-S. 182 からの抄訳とする。〔 〕は訳注である。

I.

——基本法〔旧西独現行憲法〕の産みの親たちは，西ドイツで代表議会制を採択するとの意思を決定致しました。基本法自体では政党には殆ど言及されておりませんでしたが，ドイツの民主主義の歴史にあって全く副次的な役割を演じていた政党が即刻，支配的になりはじめました。政党はますます前面に出てきましたが，それは政党自体にもますます要求されることでもありました。憲法

山 本

学者たちは既に50年代にとりわけ「政党国家」とか「議会制度」をめぐって批判的な討議をしていますが、政党はやがて西ドイツの民主主義を特徴づけるに至りました——そして西ドイツ民主主義は差し当たり今のところでは、この事できほど失敗をしているわけではありません。

政党法の内容には極めて興味をそそるものがあります。現に基本法に規定されている「国民の政治的な意志形成に際して」のたんなる協力はもはや問題ではなくなり、今では、このことから、「公的生活のすべての分野に及ぶ」協力が生まれています。それも、更につづけて述べられているように、「政党が特に世論の形成に影響を及ぼすことによって」であります。いったいここで述べられている「影響を及ぼす」とは何を意味しているのでしょうか？同一のこととに際しての協力と同一のこととに及ぼす影響でしょうか？基本法が欲しているのはこのような事なのでしょうか？基本法は政治的な意志とのみ述べているだけですが、それでなくても政党の影響は、政治的な意志をはるかに越えております。政党は社会生活全般に積極的に参与しております。政党は私たちの社会構造全体に浸透し、その理念上全く非政治的であるはずべきの団体生活の内部深くにまで達しているのです。

——……政治家の所謂「前地」〔防衛線の前方に接する地域、「次期選挙に対する準備・補足工作」の意味をヴァイツゼッカーのパラフレーズから察知可能〕ですね。

そのとおりなのですが、前地とは何のことでしょうか？誰の前地なのでしょうか？何のための前地でしょうか？とにかくこの表現は、人生の意味が政治であるとでもいうような感じを与えます。

R. v. ヴァイツゼッカー：自由主義的な民主主義の問題性（1）

——政党の中では、大方そのように見られております。ボーアスカウトから吹奏楽団にいたるまで一切合財が「前地」なのです。

事実、政党の影響は公的で国家的な分野をはるかに越えて、直接間接を問わずメディアの中へ、裁判官選出に際しては司法の中へ、更にはまた文化やスポーツの中へ、教会の委員会や大学の中へと及んでいます。問題は、様々な意見の形成に大なり小なり参与し、次期選挙に際して是非とも得たい人気を全般にわたって予め準備し拡張することあります。

政党法が世論の形成に影響を与えるよう政党を合法化する場合、これによって政党法は——欲すると否とに拘わらず——何らかの発展を促進することになりますが、この発展が厄介な状態になってしまっているのです。それは公共的一合法的な電子メディアによる政党の絶え間ない無遠慮な活動のことを考えるだけで充分でしょう。

——現行の憲法論議の枠内で政党国家自体にその機能資格を問い合わせとすれば、それは、あなたの見方によると望ましいことなのでしょうか。

憲法が語っていることは、ドイツ国家の諸々の価値と目標であり、市民の諸々の権利であり、市民の義務——とは言うものの、殆どないのですが——であります。しかしそれらのことだけに止まりません。憲法はまた、どういう国家的諸機関が存在するか、また、それらの機関はどういう義務と影響を持つか定めております。旧ドイツ連邦共和国で私たちは1949年に5つの憲法機関、即ち、連邦政府、連邦議会と連邦議院、連邦憲法裁判所、そして連邦共和国大統領を設置しましたが、当時にあっては、これは最初のドイツの共和国、ワイマール共和国の経験と教訓に照らして正当なことでした。

40年以上経った現在、これらの憲法機関の真価はどのようなものであると分かってきたでしょうか？ その影響はどのようにして生じてきたのでしょうか

山 本

か？多くの考察の中から、この問い合わせに対してひとつに限り、それも私見によれば最も重要な考察を再現してみましょう。前述の5つの国家機関は大体においてその真価を發揮してきたのですが、これらはすべて、事実それぞれに強力であるにも拘わらず、憲法機関に属するものでは決してなく、実際には憲法機関より上位に位置している第6番目の中枢機関、つまり政党本部の不断に増大する影響を受けるようになりました。

民主主義的大衆社会では政党にとって代わるべきものは存在しませんし、いずれにせよそのようなものを私は知りません。私たちは政党を切実に必要としておりますし、また、政党が強い影響力を持っていることは自然の理です。それだけに一層重要なことは、政党がどのような権利と義務を持ち、かつては、どのようにしてその名声を高めているのかをもっと明瞭に知ることであります。

私たちの憲法の産みの親たちが40年後の政党の影響についてどのようなことを思い浮かべていたのか、私は知りません。彼らがこのことについて基本法第21条に簡潔に表現していることは、いずれにせよ「控え目な表現」のまさに圧倒的に感銘深い実例であります。そこに「政党は国民の政治的意志形成に際して協力する」という中心的命題を読み、この命題を私たちの憲法に基づいた生活の実際に生じた現実と比較するならば、感涙を浮かべる者もあれば、額に青筋を立てて怒る者もありましょう。しかし感激しがれが慷慨しがれが、まさに私たちが政党を必要としている以上、結局は民主主義の為にはなりません。政党は成文化されていない第6番目の憲法機関に発展してしまったのであり、他の5つの機関に対する立ち入った、部分的には全く支配的な影響を及ぼしてきたのです。

政党の影響がどのような規模で必要であり望ましいものか、また、社会が政党にどのように対応しているのか、私はまだ語っておりませんが、私がここで念頭に置いていることは、ただ、基本法に述べられている5つの機関は明確な憲法路線に従って方向付けをされなければならないということだけです。これによってそれらの権力・機能の規模と制御が規定されます。しかし、私たちの

R. v. ヴァイツゼッカー：自由主義的な民主主義の問題性（1）

国家的・社会的生活の中で最も勢力がある制度、つまり政党に対しては比較しうる規定は存在しないのであります。

II.

——歴史的に見ればイギリスやアメリカでは民主主義的な政党がかつて存在しており、自国内の民主主義の安定に著しく寄与したのですが、その点ではドイツは遅れをとりました。今、多くの批判者がドイツほど政党が「列をなして並び立っている」国は他のどこにも殆どないと嘆いています。

それらの差異は際立っています。これは選挙法の伝統並びにとりわけ相異なった社会の心性と関係することです。

政党の古典的な国はイギリスであり、そこでは見紛う方なき多数代表制が支配的であります。だから、ヨーロッパ大陸全体を特徴づけている現下の傾向、つまり、中道派へと押し進んでゆく大政党の継続的な衰退とか、急進的政党や議席数を持たぬ小政党に拠る、大政党から見捨てられた周縁の勢力増大とかは、イギリスではこれまでのところ殆ど目立っておりません。

イギリスでは明確な比例代表制があり、行政面でも立法面でも明確に意思決定を下すことが可能であり、現になされてもいます。ドイツ人に比してイギリスの住民は打撃を受けてもこたえず打たれ強いところがあります。諸々の団体の利害関係や特権、財産や法的に保障された諸々の要求はイギリスではそれほど込み入ったものではなく、従ってまた政治活動の可能性は一段と大きいのです。首相による統治はイギリスの方がドイツよりも本質的に容易であります。政党はある島国では政治的には強力ですが、社会のどの隙間にも浸透してゆくというわけではありません。

——それではアメリカとの比較はどういうことになるでしょうか？

山 本

アメリカでの政党はイギリス以上にもっと少なく、プラグマティッシュで政治的な影響を持っています。とりわけ立候補者に関して政党の意思決定が関与する度合いは、我が国の場合とは比較にならぬ程弱いのです。アメリカ合衆国では、最も重要な政治的立候補者に関してはとどの詰り、相争う者たちが自分の自主性と思惑に応じて出場する公開のテレビ競争で決定が下されます。

——それでしたら「政党国家」ではなく「メディア国家」のモデルということですが、それは望ましいことでしょうか？ アメリカの「党大会」はドイツではむしろサーカスに似ています。

当然のことですが、我が国の場合でもテレビが他のメディアと共に重要な役割を果たしております。しかし、私が決定的なこととみなすのは、ドイツでは政治的後継者がもっぱら政党の関心事であるということです。誰が政治的公職に立候補することが許されるか、政党委員会では実際にはこの点だけにしか判断が下されません。

しかし、両方のモデル、メディア国家と政党国家に対して妥当することは、政治的職業の魅力が不斷に後退しつづけてきたということです。アメリカに対して言えることですが、数十年前には後続世代のエリートたちは少なくとも暫くの間は公的で政治的な任務に就いたものです。それが今日では大変な様変わりです。有名大学の卒業生は好んで直ちにウォール街に行きたがったり、他のもっと儲かる私的な職業に入って行きたがっています。彼らには、露出趣味的な審問の政治的なテレビ競争で私生活のすべての個人的財政的細部について自己を曝す気はないのです。

ドイツでは政党の名声とともに政治的職業の魅惑もまた後退してしまいました。さらに我が国では、アメリカと反対のことが付け加わってきます。自由に意の儘に職業を変えることができるという可能性が私たちにははるかに乏しいという事です。いったん公職に就けば、いつまでも公職に留まり、外部の方は

R. v. ヴァイツゼッカー：自由主義的な民主主義の問題性（1）

ご遠慮をというわけです。同じことが経済についても言えます。政治家は若いときから政党に従属する職業政治家になりますなりさがり、独立心と質は低下しているのです。

——ドイツの政党国家民主主義はディレッタンティズムとディレッタントに対して身を守っていると、アメリカでは幾分妬みさえ以て折りに触れ論じられてきました。職業政治家システムは、それなりの長所もまた持っていて、あの「遅々たる昇進」（オクセンツーア）も一種教育的効果があると考えられています。

アメリカでは経験が示すところでは、大統領であるためには、大統領にさせてくれた特性とは全く違った様々の特性が必要です。我が国では、職業政治家は一般には専門家でもなければディレッタントでもなく、いかにして政敵と闘うのかの特殊知識を備えた多方面に亘る知識・能力のある人（ジェネラリスト）なのです。当然のことですが、ジェネラリストの才能は何も悪いことではなく、政治家にとっては是非とも必要不可欠なものです。けれども、例えば政治の重要な専門分野で本当の専門家が極めて乏しいということは、明らかな欠陥であります。ドイツ連邦共和国連邦議会は、例えば通貨政策のような重要で困難な主題の場合、ドイツ連邦銀行、学問そして行政権の専門家たちを相手にその時その場で議論できる議員は殆ど一人として認められません。

我が国の政治家たちの「習得された」職業の眼目は、政党が候補者名簿の可能な限り上位にいる者を指名する為に、政党が欲する事柄を支持するという点に、また上位にいるときには政党への服従を慎重に請け合うという点にあります。どのようにして他の政党の競争者を突き落とし、自分の陣営の競争者に抗して自己を貫くかを、政治家は学ぶのです。

それにしても国民の政治的意志は依然としてどこに存在しているのでしょうか？ 我が国の職業政治家の場合、善き国民が持つ悪しき指導者が問題である

山 本

などとは、もちろん私は言っているわけではありません。善悪は依然相変わらずかなり均並みに指導者と国民双方に配分されているものです。しかしその場合、どのようにしたら国民の意志は表明されるのでしょうか？　どのように国民の政治的意志は影響が与えられるのでしょうか？　国民の政治的意志は何を目標にしているのでしょうか？　今日私たちは先ず第一に、かつ、とりわけ社会内部の方向付けを求める絶大な要求と関わっています。人生の価値と人生の意味から始まって自国内での、また世界中での共存のあらゆる分野にまで及ぶ深刻な諸問題が存在しています。リベラルな民主主義の本質的な形態が冷戦の終焉で勝利を収めましたが、今まで歴史がその目標に到達したというわけでは決してなく、また、なお未解決の問題が無くなつたというわけでもないのです。それどころか却って、方向付けを求める要求は今やそれだけに一層大きくなっています。政党政治家はこのことに対して職務と資格（能力）を持っているのでしょうか？

既に70年代に我が国の民主主義の基本的価値と目標に関する大きな討議が行われましたが、ヘルムート・シュミットは当時、政党と政治家にはこの場合ただ極度の抑制のみがふさわしいという命題を代表していました。

——彼は、自らに精神的政治的指導が要求されるということに対して抵抗しました。

そのとおりです。しかも同時に彼は、あたかも抑制を退けようとするかのような遣り方ではあります、持続的に精神的政治的指導を認めました。

民主主義にあっては、社会全般が問題であり、社会の意志、社会の道義、社会の洞察力、社会の精神が問題であり、ひとり政党だけが問題であるわけではないのです。それにも拘わらず、私は、政治家がそうした方向付けの問題を真摯に引き受けることは必要不可欠にして正当なことであると思います。もちろん政治家は何ひとつとして差し出したり、まして指図するものを持っていません

R. v. ヴァイツゼッカー：自由主義的な民主主義の問題性（1）

ん。政治家は真善美に関して意志決定することはありません。しかし、原理原則をめぐる討議というものは、私たち誰もが描いている人間像と触れてくるのであり、政党の狭い思考の限界を踏み越えることに寄与するのです。

こういったことの代わりにドイツの住民が耳にするのは、残念ながら、はるかに多くポストをめぐる争いのことであり、政党の利害関係、党の組織、その物的基盤のことです。或る主題が不快感の原因ではなく、ただ1つの結果に過ぎないにも拘わらず、最も多く討議される主題になったことは特徴的なことできます。即ち政党の資金調達です。従って、選挙戦資金の返済と献金規定、政党自身が証明する公益性、議員歳費と年金、議員団と政党機関の整備等々です。憲法裁判所が目下のところ明確なかたちで介入しましたが、それでも、我が国の政党は他の西側民主主義に比較するとその物的整備の点で依然として怠け者の天国で生きているのです。

—— そうした癌細胞にも似て組織の異常に増殖し肥大化する事を防ぎ、他の人物たちを政治に誘うためには、公開性にもっと強く関与させるべきでしょうか？

そのとおりです。当然のことです。立候補者の選出に対するもっと大きな影響が是非とも考えられて然るべきです。政党のすべての成員が首相候補者を選出するといった程に行き過ぎた要求を即刻に提示してはなりませんが、政党内部の寡頭政治をもっと強く公開するならば、それは良いことでしょう。アメリカでは予選会〔公職候補者または大統領候補者指名の党大会への代表者などを選出〕という周知の予備選挙が施行されていますが、これは長所短所を併せ持っております。

—— 最近20年間のうちにアメリカで発展してきたようなこの組織が実際に模倣

山 本

するのに推薦されて然るべきであるか否か、私たちは極めて疑問に思っています。

模倣はすべきではないでしょう。しかし、政治階級の中で優れた後継者を惹き寄せるには磁気が不十分であるという否定的な結果については既に言及しましたが、これ以外にも決定に参加するもっと多くの可能性の基礎が存在することは疑いを容れる余地はありません。

我が国では地方自治体のレベルにより実例があります。私が思い出すのはバイエルン州とバーデン＝ヴュルテンベルク州での憲法制度のことです。そこでは地方自治体の政治家は、特に市長と州議会議員は直接選挙で選ばれます。これは、例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州の選挙制度よりも政治的にも民主主義的にもはるかに健全であると私はみなしています。残念ながら、他ならぬこの州では、南ドイツを模範にするという意味での地方自治憲法制度の変革を過半数政党がもう一度はっきりと拒絶しましたが、これは政党本部の権力主張と住民への威嚇という古典的なケースです。

——あなたは地方自治体のレベルでの自己修正と公開を促進することだけでは事足りりとしておられるのですか、それとも、直接選挙過程が——「U.S.A.」に見られるように——連邦政治のレベルにも導入されるべきであるというのですか？

連邦レベルでは直接選挙過程はもっと難しいことですが、全く不可能というわけでもありません。私達の連邦議会選挙法は、政治的効果という点では純粹の比例代表制であるにも拘わらず、複雑な方法で多数代表制と比例代表制を結合させています。上級市長の場合と同じように、連邦首相の直接選挙には私は賛成していませんが、選挙区立候補者を推薦する場合のもっと大勢の参加者と、政党によって前もって作成された候補者名簿に基づいた、より良い選出可

R. v. ヴァイツゼッカー：自由主義的な民主主義の問題性（1）

能性は極めて大いに考えられることです。直接に選挙区で選ばれた議員と、また、立候補者名簿を通じて選ばれた議員の比例と立候補者名簿による選挙制度が一度批判的な試練を受けることも良いことではないでしょうか？

しかし問題は、選挙法改正だけではありません。政党と住民を隔てる距離を一層大きくしないようにすることも原則として肝要であります。どのようにしたら普通の民主主義的な市民が政党に反応するか、また、どこで、納得のゆく簡明な手段で普通の民主主義的な市民に一步一步接近できるのか、これらの問題に関して確固とした決定が下される根拠となる要点に対する政党の注目度が徐々に増大してゆく事を私は望んでいます。型通りの歳費確定を廃棄することは、もちろんたんなるその一例に過ぎず、まだ最も重要なことではありません。

——当の議員自身による確定という方法ですね。

そのとおりです。さらに一例を挙げますと、バイエルン州の憲法は「国民請願」を予定しています。これは地方自治体という面でも、また地域という面でも、連邦レベルよりも実践し易いのです。しかも我が国の連邦諸州の多くはそうした国民投票的な要素を知らないのです。それは我が国の政党の思考から依然としてかけ離れたものです。

新たな諸州の地方行政では、つい先頃の1990年の人民議会の場合と違って、どのようにしたらそこで政党の西ドイツ的な対決思考が社会一般に広く認められるかが徐々に苦悩に充ちて記録されています。動議がその都度別の政党から出されるために、先ずとりあえずは拒絶されるというケースが増えています。もちろん良い例もあります。しかし、議員が国民全体の代表であって、ただ所属政党の代表ではないということは繰り返し記憶に喚び醒まされなければなりません。

山 本

III.

——要するに、あなたは、私達が西ドイツで精神的に深められたかたちで持っているもの、つまりすべての政治を政党政治化することに反対の意見を述べておられるのですか？

そのとおりです。根源悪は、問題解決と政党目標の関係を反転しようとする不斷の試みであります。政党とは、その語（パルタイ）のラテン語の語源にみられるように、全体ではなく、全体の一部分であります。政党は、問題の最善の解決を求めて相互に競争する目的で作られたものです。政党は問題に対して仕える機能を持っております。政党相互の争いは正当であるのみならず、必要不可欠にして為になるものでもありますが、しかし、常に政党は飽くまでも問題のより良い解決のための道具であることには変わりがないという前提の下に置かれています。その代わりに余りにもしばしば逆のことが、つまり、一政党の目標を他の政党に比してよりよく達成する事ができるように問題を道具化するということが起こっています。

——例えば、難民規制問題がそれですね。

そのとおりです。そして問題が重要で困難であればある程それだけ、この逆転現象は深刻化するのです。

——ですが、私たちが語っているのはドイツにおける事態の新たな始まりについて、1989年を大きな変わり目としてそれ迄とは違ったふうに活用する好機についてであります。これはあなたのご判断によれば起こったことにはなりませ

んが。

いずれにせよ、当の人々の場合、政党の実践と容認は殆ど考えられませんでした。今では更に別のものが付け加わっています。前述のように私たちは5つの国家機関を持っていて、それらに第6番目の機関が付け加わったわけですが、とりわけ政党それ自体の場合には、私はこの6番目の機関ということでメディアのことを言っているのだという思いにしばしば駆られます。

確かに、メディアは大きな政治的影響を持っております、特にテレビがそうですが、これは基本法が作られたときにはまだ全然ありませんでした。政党は基本法の中ではたんに副次的な存在にしかすぎませんが、メディアはいずれにせよ基本的人権の場合には出版・報道・言論の自由の活動について登場してきます。しかし今、考察できることですが、メディアは、政党によって変えられた憲法の現実、並びに政党によって予め定められた問題設定の序列に一層多く適合しています。

——興醒めするようなご判断ですが、国家的演劇での協力者としてのメディアというわけですか？

メディアによる政治家と政党への批判が欠けているという意味ではありません。しかし、メディアは様々な事柄の重要度を不吉にも転倒する過程に余りにしばしば介入しております。メディアが問題の解決よりも政党の運命の方に关心を抱くときが即ち、このケースです。

どれだけ頻繁に新聞と電子報道の大見出しが、困難な事柄に関する問題よりも政党の方に向けられていることでしょうか。立候補者同士が相互に争うのかどうか、政党員ではない政治の素人が彼の支持する政党の公的に告知されている関心に抗して敢えて立ち上がったかどうか、このことが常に大きな注目を浴びるのです。政党を何らかの州党大会に招待しさえすればよい、それだけでジャーナリストが大挙してやって来ます。これに対して現代の大きな問題のひと

山 本

つに関わる段になると、それに対する報道や論評やの分野でのメディアの注目を得るにはそれ相当に努力しなければならないのです。

勿論、立候補と多数派をめぐる競争とか政党間の権力葛藤は重要であると同時にジャーナリズム的にも面白く、また比較的容易に再現できる事柄あります。私達の社会での政治的・社会的不活潑さの様々な根拠とか第三世界の困窮と環境破壊との関連とか、こういったことを記述するのははるかに困難なのです。政党によって予め定められた主題の立て方に必ずしも追随せず、問題解決を飛び越した政党目標を立てないよう政党に警告し、また、問題解決に仕える機能を政党に思い起こさせるジャーナリストはすべて良い仕事をしているのです。

——ということは、要するに、メディアは第4の権力としての、独立した、例えば良心の如き抑制中枢としての自らの役割を現実に見出してこなかったということを意味しますが

メディアは政党のように社会全体の構成要素であります。その場合メディアはとりわけ政党と一つの共通点があります。つまり、メディアは視聴率、聴取率と発行部数を必要とし、政党は有権者を必要とします。18世紀に由来する三権という概念、そして今や第4の権力という概念は、私の感じるところでは、現代社会の心性と構造には適合していません。というのも、三権分立という伝統的図式の中のどこに、現代からも多大の影響を持つ勢力、つまり政党、連立、労働協約の当事者は登場しているでしょうか？更にはまた連邦制は？国際的な相互依存は？

(続く)